

(報告事項)

市内各被災地区における メモリアル関連活動の状況について

[ゲストスピーカー]

(P1~3)

- 久之浜・大久地区
久之浜・大久地区復興対策協議会
遠藤 諭 氏

(P4~6)

- 沼ノ内・薄磯・豊間地区
海まち・とよま市民会議
会長 瀬谷 貢一 氏

(P7)

- 勿来地区
特定非営利活動法人 勿来まちづくりサポートセンター
事務局長 関根 匡 氏

(P8~9)

- 田人地区
田人地域復興協議会
会長 蛭田 秀美 氏

久之浜・大久地区における震災メモリアル事業について

1 久之浜・大久地区震災証言集作成事業について

(1) 概要

甚大な被害をもたらした東日本大震災を風化させることなく、災害で得た貴重な体験や教訓、あるいは、震災直後からこれまでの復旧・復興に向けたさまざまな思いを後世に語り継ぐため、「久之浜・大久地区震災証言集」を作成する。

(2) 編集期間

平成 27 年 6 月～平成 27 年 12 月 ※7月の1カ月間が手記募集期間

(3) 予算

約 110 万円

※ 市の補助事業「まち未来創造支援事業(災害復興支援事業(ソフト))」を活用(補助率 80%以内 補助限度額 100 万円)

(4) 部数及び配布先

2,000 部(①地区全世帯 1,600 部 ② 町外住民 300 部 ③ 関係機関等 100 部)

(5) 現在の状況

地区住民に対して、回覧により手記を募集中。また、町外住民に対しては、郵送により手記を募集中

(6) 実施主体

久之浜・大久地区復興対策協議会内に「久之浜・大久震災証言集編集委員会」を設置。委員については地区住民 4 名で、すべて公募による。

2 慰霊碑建立事業について

(1) 概要

今年中に、久之浜・大久地区復興対策協議会内に慰霊碑建立に係る委員会を立ち上げ、設置場所や石碑に刻む内容等について検討していく予定で、建立は来年度を予定

(2) 設置個所

現在建設中の防災緑地帯に設置予定で、稲荷神社(秋葉神社)付近が有力箇所の一つ。なお、「久之浜・大久地区復興ランドデザイン」では、稲荷神社(秋葉神社)付近を、鎮魂の思いと次世代へ震災の記憶を伝えるメモリアルな場所とする「鎮魂の杜」として位置付けている。

(3) 予算措置

市の補助事業「まち未来創造支援事業(まちづくり活動(ハード)支援事業)」を活用予定(補助率 75%以内 補助限度額 500 万円)

3 稲荷神社(秋葉神社)について

別紙「久之浜・大久地区資料 2」のとおり。

稲荷神社（秋葉神社）の概要等について

1 稲荷神社（秋葉神社）の概要について

概要については、次の表のとおり。

番号	区 分	内 容 等
1	名 称	・稲荷神社。秋葉神社が同一敷地内に併設されている。 ・なお、宮司に確認したところ、一括りで表記する場合は、「稲荷神社」のみでよいとのこと。
2	住 所	久之浜町久之浜字東町 75
3	所 有 者	諏訪神社の境外末社（本社に付属する小さな神社のこと。）
4	宮 司	諏訪神社の宮司 高木美郎氏
5	祭 神	宇迦之御魂命（うかのみたまのみこと）。総本宮である伏見稲荷大社の主祭神
6	建立時期	・かつて、久之浜は天領であり、神社は寺が管理していた。 ・久之浜の神社は、遠方の寺が管理していたことから、明治時代以前のものについては、資料がなく、詳細は不明とのこと。 ・宮司がかつて聞いたところによると、稲荷神社は明治時代以前、秋葉神社は明治時代に入ってからのものであるとのこと。 ・当初は、稲荷神社だけであったが、地域で大火災が発生し（1904年（明治37年））、秋葉神社（秋葉神社の祭神は、火伏せの神として広く信仰された秋葉大権現）が併設された。
7	祭 事 等	・稲荷神社は、2月の初めの午の日に初午を行っている。 ・秋葉神社は、11月15日に例祭を行っている。

2 震災後の経過等について

(1) 津波での被害の程度

- ・稲荷神社は、鳥居が倒れ、がれきが入り込み、建物（お社）自体が後ろに反った状態になった。
- ・秋葉神社は、お社が完全に流失した。

(2) 応急の修繕の状況

- ・稲荷神社は、お社の板が剥がれたことから、張り替えた。費用は、東町の町内会が負担した。
- ・秋葉神社は、仮のお社を設けた。このお社は、東京上野の下谷神社が中心となって、全国に呼びかけ提供された。

(3) 今後の本格的な修繕等の予定

- ・両神社とも、防災緑地が完成した後、「久之浜・大久地区復興ランドデザイン」に位置付けられた「鎮魂の杜づくり」の中で状況を見極め、原位置での修繕等を検討していく予定
- ・ただし、秋葉神社については、住民が慣れ親しんだ震災前の状態に戻すのが最もよいが、修繕の費用を負担する住民が半減しているような現在の地区の状況を鑑み、場合によっては、稲荷神社に取り込むかたちにするか、併せて検討する。

※「久之浜・大久地区復興ランドデザイン」位置付け内容

鎮魂の杜づくり：防災緑地等を活用し、津波等の被災状況を記録・説明し、物故者の鎮魂となる記念のモニュメント設置や植樹、鎮守の杜づくり等を行い、後世に伝えます。（まちづくり方策(1)被災地区の再生（エ）鎮魂と被災の記録 a. 鎮魂の杜づくり）

(4) 原位置で保存することについての地区の意見

- ・防災緑地のワークショップにおいて現位置での保存が望ましいとの意見集約が図られ、その後、久之浜・大久地区復興対策協議会において協議した結果、現位置で保存することが決定した。
- ・また、地元・東町の同意も得ている。
- ・これらを受け、県は、平成25年7月、都市計画の一部変更を行い、両神社を移転せず、防災緑地を整備することとした。

(5) その他

県は、稲荷神社（秋葉神社）に隣接する防災緑地内に多目的広場（植樹、あづまび東屋付）を整備する予定である。

3 稲荷神社（秋葉神社）位置図及び写真について

別紙「久之浜・大久地区資料3」のとおり。

稲荷神社（秋葉神社）位置図

稲荷神社（秋葉神社）写真



○震災時の写真



○震災後の写真（平成 26 年）



○拡大写真



沼ノ内・薄磯・豊間地区における震災メモリアルに関する取組み



2011年3月11日 6:05頃の薄磯の海

海まち・とよま市民会議会長 瀬谷貢一

1 豊間3地区の震災メモリアルに関する活動

(1) 沼ノ内地区

- ・ 諏訪神社境内の地震で倒壊した鳥居の保存。
- ・ 現段階での今後のさらなる遺構保存やメモリアル施設に関する検討はない。

(2) 豊間地区

- ・ 一部で豊間海岸に沿いあった共同墓地跡地にメモリアル的なものを設置する案はあるが、具体的な検討や活動には至ってない。

(3) 薄磯地区

- ・ 旧豊間中学校校舎震災遺構に関する経緯

H23 一部区民から保存検討の声が上がり、薄磯復興協議委員会の検討事項の一つとなる。

H24・秋 薄磯復興協議委員会と市教委で2回校舎保存について協議する。

H25・6月 市教委より校舎は保存できないという文部科学省からの見解を示される。

H25・11月 震災遺構保存を国が支援する方針を発表。

H26・3月 県いわき建設事務所より校舎を区民の提案を踏まえ保存・活用する場合の計画(素案)について報告が行われる。

H26・6月 旧豊間中学校の今後のあり方についての3区への説明会開始。

H26・12月 校舎解体決定。

2 海まち・とよま市民会議での震災遺構の検討

(1) H26・3月時点でのランドデザイン素案

「忘れない」のテーマの取り組みとして、

- ① 震災遺構・慰霊碑等の検討
- ② 防災教育の導入検討
- ③ 震災語り部による震災風化の防止
- ④ 慰霊祭や復興祭の開催
- ⑤ 震災を伝える”伝承の場”の設置
- ⑥ アーカイブと復興の記録

を記載。その後、平成27年3月に完成したランドデザインでは、豊間中学校校舎解体が決定していたため、①の「震災遺構」を削除。

3 震災メモリアルに関する私案

「東日本大震災を受けた防災教育・防災管理等に関する有識者会議最終報告」（抜粋）

H25年7月（傍線・瀬谷）

3. 東日本大震災の教訓を踏まえた防災教育・防災管理等の展開

(1) 防災教育

① 防災教育の指導時間の確保と系統的・体系的な整理

○平成23年9月、本会議は中間とりまとめを公表し、災害発生時に、自ら危険を予測し、回避するための「主体的に行動する態度」を育成し、支援者となる視点から安全で安心な社会づくりに貢献する「共助・公助」の精神を育成する防災教育の重要性を示した。

このことは、「学校安全推進計画」においても盛り込まれている。

○しかし、現在の学校教育においては、防災を含めた安全教育の時間数は限られており、主体的に行動する態度の育成には不十分であり、各学校において、関連する教科等での指導の時間が確保できるよう検討する必要がある。

○また、指導時間を確保し、指導を充実するため、国は、防災教育の系統的・体系的な指導内容を整理し、学校現場に対して分かりやすく示すなどの取組を推進していく必要がある。併せて、国及び学校の設置者において、学校現場における防災教育の実施状況を把握し、指導時間の確保に対する具体的事例や課題等を踏まえて必要な方策を検討することが求められる。

○さらに、防災を含めた安全教育について、教科等として位置付けるなど系統的に指導できる時間を確保すること、総合的な学習の時間の学習活動の例示として位置付けること、体育・保健体育において充てる時間を充実させることなどの方策について、その必要性や内容の検討等を行う必要がある。

○平成24年度においては、文部科学省が作成予定の教職員用参考資料「『生きる力』を育む防災教育の展開（仮）」において、東日本大震災の教訓を踏まえ、防災教育の具体的かつ系統的・体系的な指導内容の例について示すこととしている。本参考資料を基に、各学校においては、以下の点に留意し、児童生徒等の発達の段階や学校の立地状況等に応じた具体的な指導計画の作成と実施が求められる。また、作成された本参考資料の各学校における活用状況を調査し、課題等を把握していくことも求められる。

○発達の段階ごとに、必要な知識を身につけ、主体的に行動する態度や支援者としての視点を育成するため、具体的な指導内容に関して、次の方向性が考えられる。

・幼稚園段階では、危険な場所や物などがわかり、災害などの緊急時に、教職員や保護者の指示を受けて、落ち着いて素早く行動できるようにする。

・小学校段階では、低学年では、教職員や保護者など近くの大人の指示に従うなど適切な行動ができるようにする。中学年では、災害の時に起こる様々な危険について知り、自ら安全な行動ができるようにする。高学年では、日常生活の様々な場面で発生する災害の危険を理解し、安全な行動ができるようにするとともに、自分の安全だけでなく、他の人々の安全にも気配りができるようにする。

・中学校段階では、地域の過去の災害や他の地域の災害例から危険を理解し、災害への日常の備えや的確な避難行動が出来るようにする。また、学校、地域の防災や災害時のボランティア活動の大切さについて理解を深めるようにする。

・高等学校段階では、自らの安全の確保はもとより、友人や家族、地域社会の人々の安全にも貢献しようとする態度等を身に付ける。また、社会における自らの役割を自覚し、地域の防災活動や災害時のボランティア活動にも積極的に参加できるようにする。

○特別支援学校等における障害のある児童生徒等については、障害の状態、発達の段階、特性等及び地域の実態等に応じて、自ら危険な場所や状況を予測・回避したり、必要な場合には援助を求めたりすることができるようにする。

○大学においては、各大学等の自主性を踏まえつつ、これまでの教育段階で習得した防災に対する知識・理解と技能を深めるための教育を行うことが望まれる。また、これら学習成果等を活用し、地域の防災活動や災害時のボランティア活動へ参加し、さらには企画等できるよう、各大学等において修学上の配慮や安全確保等に努めることが望ましい。

また、教員養成段階にある学生への防災を含めた学校安全に関する教育については、各大学の自主性を踏まえつつ、必要な内容を整理し、関連する講義の開設や教育実習での取組などが考えられる。

○調査研究によると、防災教育の内容として、地域で過去に発生した災害や地域で起こるとされている災害について指導してきた学校等は3割に満たなかった。地域の災害教訓から具体的な対策が見いだされることもあるため、地域の災害をよく知る住民や防災関係者の協力を得ながら、指導していくことも必要である。

○好奇心を喚起する教材や指導法を取り入れたり、校外における体験活動を実施したり、防災関係機関の防災講座を利用するなど、児童生徒等の興味・関心を高める工夫も重要である。

○防災教育を受けた児童生徒等が大人になって社会の中心を担い、地域の防災力を高めることで、いわば「防災文化」を形成することにつながる。そのような長期的な視点も重要である。

② 地震災害への留意点

○地震はあらゆる状況において発生しうることから、各学校においては、今後も更に様々な場所において対応できるよう工夫を凝らした訓練を実施していく必要がある。

○東日本大震災では、耐震化されていない学校施設において構造体に大きな被害が発生したことから、学校施設の耐震化の一層の加速が必要である。また、今回の震災では多くの学校施設で天井や照明器具等の落下など非構造部材の被害が発生したことを受け、現在、特に致命的な事故が起りやすい屋内運動場の天井等落下防止対策を中心として、学校における非構造部材の耐震点検・対策の推進方策について別途検討がなされているところである。こうした検討も踏まえつつ、今後は、特に、非構造部材（天井・照明器具・ロッカー等）の落下・転倒・移動等による児童生徒等の被害を防ぐことが課題であり、日常の施設・設備の安全点検の中に、非構造部材の点検を位置づけ実施するとともに、点検結果を踏まえた落下・転倒・移動防止対策をとる必要がある。

○さらに、緊急地震速報を活用した避難訓練などにより、落下・転倒・移動等の可能性のある設備・備品から素早く離れるなどの児童生徒等が「主体的に行動する態度」を育成する防災教育・防災訓練の充実を図ることが必要である。

③ 津波災害への留意点

- 現在、各自治体においては、ハザードマップの見直しが進んでいるが、津波の浸水が予測されている学校はもとより、それ以外の学校においても、東日本大震災の教訓を踏まえるとともに、地域の特性に応じて、都道府県や市町村の防災担当部局と連携するなどして、早急に津波避難マニュアルの規定や、様々な場面と状況を想定した訓練の実施が求められる。
- また、東日本大震災においては想定以上の津波が来たことにより、所定の避難場所よりさらに高い場所へ避難した事例もあった。学校においては、都道府県や市町村の防災担当部局や地域住民、保護者と連携し、状況に応じた複数の避難経路や避難場所を想定したマニュアル等を作成するとともに、訓練しておくことが必要である。

④ 地震・津波災害以外の自然災害への留意点

- 自らに迫る危機に対して、状況を基に判断し、主体的に行動する態度を身につけることは災害の種類に関係なく、全ての児童生徒等にとって必要である。
- 日本においては、気象災害や火山災害についても無視できない。台風や集中豪雨、局地的大雨（いわゆるゲリラ豪雨）、豪雪、落雷により児童生徒等が被害を受けたり、最近では突風や竜巻により被害を受けた例もある。
- 一般的な教材としては、文部科学省が作成・配布している防災教育教材や、気象庁等が作成している台風や集中豪雨、局地的大雨、豪雪、落雷、突風や竜巻、火山等に関するリーフレット等を使って防災教育を実施することが効果的である。
- 各地域により災害の特徴は異なる。各地域ごとでも、自然災害や地域の気象特性を熟知した都道府県や市町村の防災担当部局や気象台、消防機関等と連携し、地域の実情に応じた教材を開発することなどの対応が必要である。

(2) 防災管理・組織活動

① 組織的な教職員研修・体制づくり等

- 調査研究によると、校内で教職員への防災に関わる研修を実施していなかった学校等が約3割という結果であった。災害発生時には教職員一人ひとりが十分な知識を持って、連携しながら対応することが必要であることから、学校等においては教職員に対する防災に係る研修が積極的に行われることが求められる。
- また、約4割の学校等で災害時に災害対策の校内組織が有効に機能しなかったとの調査研究の結果があり、その具体的な理由には、教職員自身が被災者であり行動がとれなかった、教職員間の意志の疎通がうまくいかなかったなどが挙げられている。学校等では想定以上の災害が発生し、事前に決めていた校内組織体制どおりに対応できないこともあることから、臨機応変に対応できる組織のあり方が求められる。
- さらに、東日本大震災後、全ての学校等に防災主任をおくなどの対応をとっている自治体もあり、教育委員会等による共通した体制づくりも有効である。
- 国において各地域で指導的な役割を担う教員等を対象とした研修を実施し、それらの教員等が地方公共団体等において講師として各学校の防災担当者に対する研修を行うことなども、教職員が防災に関する一定水準の知識や資質を得るうえで効果的である。なお、研修の実施にあたっては、防災関係機関や有識者の意見などを取り入れることも有効である。

② 保護者、地域との連携

- 調査研究によると、避難所の開設や運営に関して、日頃から関係機関と連携していた学校は約1割にとどまった。日頃から関係機関と連携していたことにより、迅速に対応できている例があったことから、事前に市町村防災担当部局や地域住民関係者・団体と体制整備を図り、地域住民などが主体的に開設・運営できる仕組みをつくり、訓練を行うことなどが重要である。
- また、児童生徒等の引渡しと待機については、災害発生時に通信網や交通網の遮断等により混乱の生じる可能性があるため、あらかじめ引渡しの判断などについて、学校と保護者の間でルールを決めておく必要がある。本年3月には、文部科学省から「学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き」が各学校に配布されており、その中にも引渡しと待機の際の留意点、ルールづくりが記載されている。当該手引きを活用し、引渡しと待機についての方法を、あらかじめ保護者へ周知することが必要である。
- 災害はいつ発生するかわからないため、学校に教職員が不在の場合にも地域住民によって円滑に避難所が開設・運営できるよう、地域住民の避難所に関する理解が必要である。学校と地域住民がコミュニティ・スクールや学校支援地域本部を活用するなど日頃から連携し、防災対策を共有し、体制整備を進めておくことが必要である。

この答申を検討すると、

- | |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ol style="list-style-type: none">1 児童・生徒に対する防災教育2 教職員の防災教育の研修3 地域・企業の防災リーダーの育成4 地域の防災文化の形成と定着 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

の4項目が教育現場も含めた今後の課題だと思われる。

そのため、単なる「震災メモリアル」にとどまらない防災教育拠点施設の検討が必要だと感じている。

日本の復興を「いわき」から

+

()の()も「いわき」から

2015年7月13日

特定非営利活動法人 勿来まちづくりサポートセンター

事務局長 関根 匡

いわき市勿来地区の津波被災者が実体験を未来に遺すタイムカプセル事業

主 旨

東日本大震災から時が経過し、被災した人たちの記憶も徐々に薄れようとしている。それは、震災前の落ち着きを取り戻していることを考慮すれば大変喜ばしい事ではあるが、このまま記憶が薄れてしまうと地域防災を考えるうえでの貴重な経験を記録できず、危機管理に役立つ重要な資料を失ってしまうことになる。

被災された方々から収集した内容を冊子にまとめ、勿来地区の東日本大震災における歴史的な記録として遺すことと同時に、本人が語る実体験の生の声と映像を後世に残し、子や孫に直に伝えることで、将来起こりうる想定される災害に対し、地域防災に取り組み最小限の被害に抑えるためにも、今その実態を克明に記録しタイムカプセルに保存し後世に伝え残す事業を実施する。

事業協力

- (1) < 震災記録誌 > Tsukubafor311 (筑波大学サークル)
小浜町、岩間町、錦須賀 (被災地区)
- (2) < タイムカプセル事業 > 東京藝術大学、芝浦工業大学

1 震災記録について (冊子及び映像)

- (1) 震災記録誌 → 編集作業中 (Tsukubafor311)
聴き取り対象者：住民 (岩間、小浜、錦須賀) 69 組
なこそ復興プロジェクトスタッフ 14 名
- (2) 映像 → 編集作業中 (Tsukubafor311)
聴き取りを行っているところを撮影し編集、記憶媒体にコピーし、タイムカプセルに保存、ご家族にお渡しする。



【事務局にて】

⇔
聴き取りの様子



【ご自宅にて】

2 タイムカプセル事業について

防災緑地公園の中にモニュメントの建立を計画、その地下に記録誌やその他後世に伝える資料を埋設する。



【模型 * 東京藝術大学製作】

⇔
モニュメント



【防災緑地イメージ図モニュメント付近 * 芝浦工業大学製作】

3 震災遺構の経緯

津波被災にあった岩間海岸防波堤の保存について、

- (1) 2011年6月 なこそ復興プロジェクトより県へ保存のお願いをする。
→ なこそ復興プロジェクトが3個分にトラロープをかけ保存
- (2) 2015年現在は県が保存の動きをし、1つ残して防潮堤の工事が進んでいる。



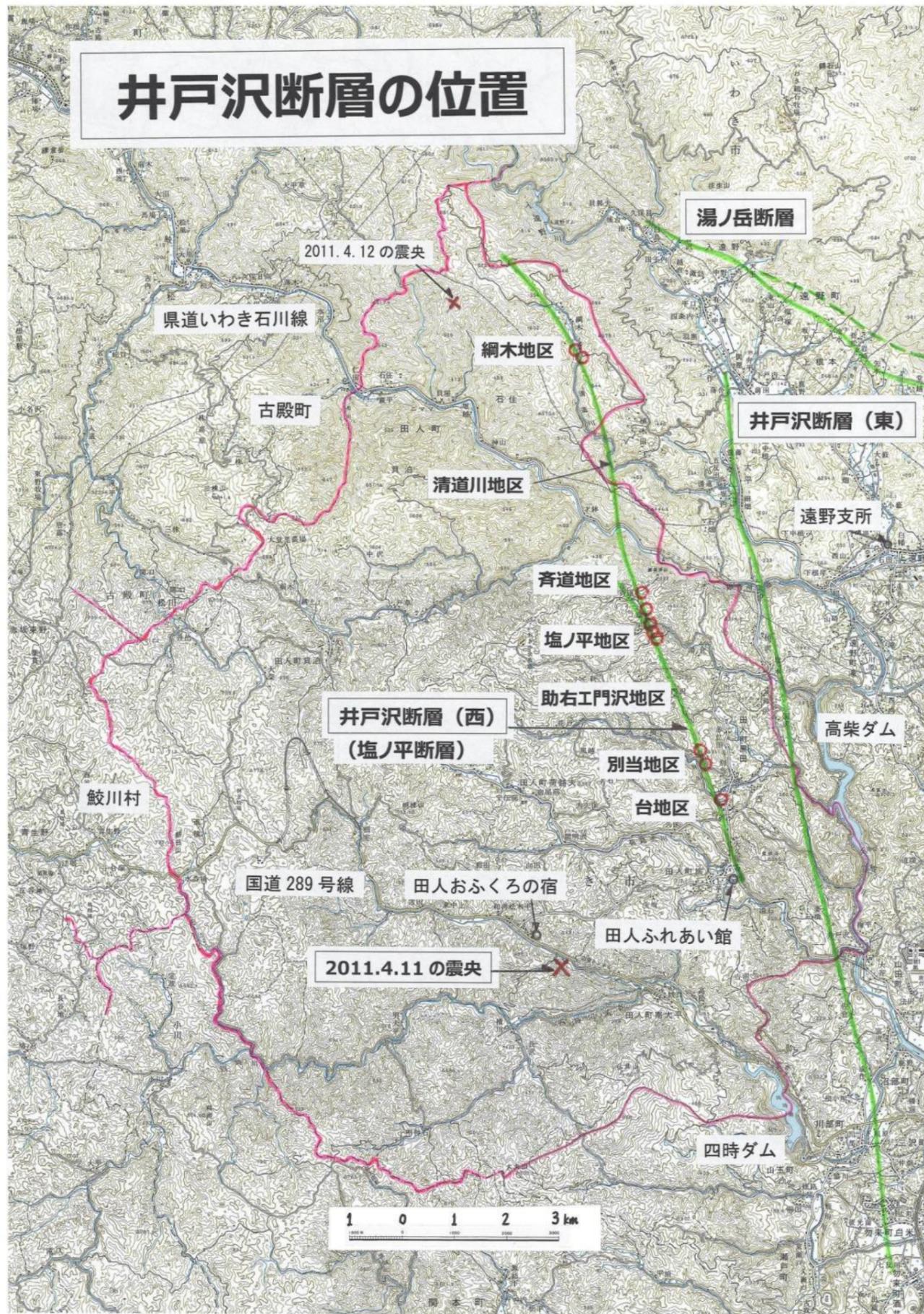
【2012年】



【2015年 現在】



【位置図】
いわき市南部 (岩間町)



(1) 井戸沢断層の学術的意義と塩ノ平地区の様子

井戸沢断層は、いわき市遠野町入遠野から同勿来町白米を南北に走る正断層です。

2011.4.11、東北地方太平洋沖地震の誘発地震と見られるマグニチュード 7.0 の地震が、いわき市田人町を震源として発生しました。

田人町南大平地内にある電子基準点の計測では、3.11 の地震で地面が太平洋側に約 1.5m 動いていて、地中の圧力に変化が生じていました。

そのため、正断層である井戸沢断層では、引っ張る圧力の釣り合いが取れなくなり、4.11 の内陸型地震を引き起こしたものと考えられています。

地表面では、井戸沢断層の西側、田人町旅人から田人町石住の延長 14 km のエリアに、西側が最大で約 2m 低くなる形で断層崖が出現しました。

なお、地震により地表面に断層崖が出現したものとしては、阪神淡路大震災の際に出現した野島断層が有名ですが、正断層を原因として地表面に断層崖が露出した例としては、井戸沢断層が全国でも初めての例となるとのこととです。(塩ノ平断層と呼ぶべきという意見もあります。)

【井戸沢地震断層の学術的意義】 京都大学堤准教授による

- (1) 海溝型超巨大地震に誘発されて内陸活断層が活動し地震断層が出現したのは、日本で初めてで、世界的にもまれな事象。
- (2) 日本列島はプレートの力が働いているため、活断層は押し合う力が働く逆断層が多いが、今回の地震断層は正断層型のものであり、日本初の事象で学術的に貴重。
- (3) 井戸沢断層自体は従前から知られてはいたが、明瞭ではなく、このような断層が巨大地震に誘発されて活動した、ということが今後の重要な問題提起となった。

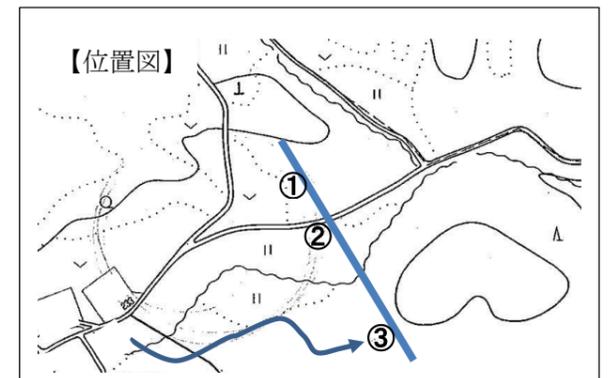
<塩ノ平地区での出現の様子>

田人町黒田字塩ノ平では、最大で約2mの断層崖が出現しました。(①～③)

断層崖は、西側が低くなる形で出現し、林道に2mの段差ができました。(②)

②の林道部分は生活道路でもあることから、23年度中に修復が行われ、現在は見る事ができませんが、①は②地点から、③は矢印に沿って山中に入っていくと見ることができます。

(見学は雑草のない3～5月が適しています。また、夏季はへびなどにも注意が必要。)





※1 このマップは、㈱ダイヤコンサルタント、地質基礎工業㈱の御協力により作成しています。
 ※2 断層露出地のうち、道路部分はすでに修復が行われており、現在は見ることはできません。

(3) 田人地域振興協議会の活動

① 断層地表表出地への植樹活動

地震を後世に伝えるため、地震の発生した4月11日の午後5時16分に合わせ、断層の地表表出地にイチョウの木の植樹と標柱の設置を行っています。(平成25年度から)

平成25年度 台地区 (ながせ食堂前)		
	植樹地	植樹後の記念撮影
平成26年度 塩ノ平地区 (林道脇)		
	植樹前の黙とう	植樹後の記念撮影
平成27年度 斉道地区 (旧小牧氏宅跡)		
	植樹の様子	植樹後の記念撮影

② 文化財指定のための活動

正断層に起因して地震断層が地表面に表出したのは全国でも初めてとなる貴重な例であることから、井戸沢断層をいわき市指定文化財(天然記念物)に指定するための取り組みを平成24年度から行っております。指定申請をした箇所は塩ノ平地区です。

現在は、指定申請した土地について、地権者の相続等の作業を地権者とともに行っており、来年度初めごろにはいわき市指定文化財に指定される見込みです。

③ 井戸沢断層の活用

平成27年3月に、福島震災遺産保全プロジェクトに協力する形で、講演会・現地見学会を開催しました。

2日間で延べ100人程度の参加者がありました。今年度は、昨年度に引き続き同プロジェクトに協力する形で、井戸沢断層の断層面の剥ぎ取り作業を、参加者を広く募って実施するほか、地質遺産活用の先進地である磐梯山ジオパークの視察研修等を行う予定です。

その他では、今年5月に行われた井戸沢断層を見学する防災スタディツアーや、断層に関する各種取材に対する協力を行っています。



産総研宮下氏を講師に招き行った講演会の様子(3/21)